

なお、この公示送達している書類は、税務課において保管していますので、お受取ください。

玉名市長 藏原 隆浩

記

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この書類は掲示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この書類は掲示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。